

# 期日指定定期預金

平成26年3月26日現在

商 品 名	期日指定定期預金
販 売 対 象	個人のみ
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長3年（据置期間1年）</li> <li>・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です。</li> <li>・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000円以上300万円未満 1円単位
払 戻 方 法	満期日以降に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用利息  (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を約定として満期日まで適用します。</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> </ul> 満期日以降に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税 金	利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
手 数 料	——
付 加 で き る 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0766-74-4101）にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話076-421-4811）金沢弁護士会（電話076-221-0242）、福井弁護士会（電話0776-23-5255）、東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>